

京都市告示第707号

平成28年4月1日京都市告示第37号の一部を次のように改めます。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

柱書中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

表中「法」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)